

メータの検針と料金の請求

・検針・請求は2カ月に1回になります。(前2カ月使用した水量を計算して料金を請求)

・メータの検針は、請求する月の1日から10日頃に検針に伺います。

・使用する場所により、検針、請求する月が違います。

◆偶数月(2・4・6・8・10・12月)の検針、請求◆

～錦町・富町・中町・栄町・泉町・扇町・西町・光町・北町・郊外地区※(日の出・島津・草分の一部)

◆奇数月(1・3・5・7・9・11月)の検針、請求◆

～本町・宮町・旭町・新町・東町・桜町・緑町・南町・大町・丘町・向町※(富原・日の出の一部)

※郊外地区については給水区域をご確認ください。

・団体等の用途でご使用は、毎月の検針・請求になります。

・使用開始、中止したときの検針、請求は、基本料金、超過料金ともに半月使用(15日以内)基本水量4立方メートルまでを最小単位として算出します。